

今回は、これまで取り上げてきた「障害者家族の高齢期の実際」のなかでもさらにきびしい生活条件である無年金障害者の方々の生活問題を取り上げます。

## 国のかしによる瑕疵によって生み出された無年金障害者

無年金障害者とは、言葉通り、障害がありながら年金を受給できていない方々のこと指します。無年金になる理由としては、初診日要件として、国民年金に加入している間に障害の原因となつた病気やケガの初診日が確定できないケース、障害要件として障害の状況が障害基礎年金に定める基準にそぐわないことで年金が受給できないケース（最近では、I型糖尿病の方々が訴訟を起こされました）、納付要件として国民年金の保険料に未納期間があり、国が定める納付期間に満たないケースなどがあります。

特に3つ目の納付要件については、1991年3月以前は、20歳以上の学生などは現在のように強制加入ではなく「任意加入」として保険料を納付するかどうかは本人の意思に任されていたのです。しかしながら、受傷して障害を負うとそれは自己責任として扱われ、無年金状態となっていました。

となっていました。

このような状況にあつた当事者・関係者が1989年に「無年金障害者の会」を結成し、以後、さまざま働きかけを行い、2005年によく任意加入の時期に保険料を納付しておらず無年金状態となつていた方の救済策として、特別障害給付金制度（2020年度月額・1級52450円、2級41960円）が施行されました。しかし、その額は不十分な障害基礎年金（2020年度月額・1級81427円、2級65141円）をさらに下回るものであり、しかもこの給付金にも該当しない方々も多くいます。また国は、2019年の消費税増税の際の低所得者対策として、増税分を財源に「年金生活者支援給付金」を創設しましたが、無年金状態となつている方々については、そもそも「年金生活者」ではないとしてこの制度の対象外となってしまいます。つまり、制度の瑕疵によって何重にも阻害され、生活不安が政策的につくりられている状況にあると言えるのです。

## 非常に不安定な無年金障害者の生活

私は、2020年7月から8月にかけ

て無年金障害者の会と共同で生活実態調査にとりくみました。ここでは、その結果をもとに、高齢期の生活問題について考えていただきたいと思います。

対象者の収入は総じて低く、月に10万円未満の方が60%を占めています。月収10万円以上の場合は、収入源の第1位は、「自身の賃金・工賃」、第2位は「手当・年金・給付金等」であるのに対し、月収10万円未満の場合の第1位は「手当・年金・給付金等」、第2位は「家族からの援助・仕送り」でした。さらに全体的に「貯金・遺産等の取り崩し」も重要な収入源として挙げられていました。

### 生活のあらゆる場面において社会的に排除されている

無年金障害者にみられるように低位で不安定な収入によって生活をしなければならないということは、日常生活のさまざまな場面において、費用の支払いや物品の購入、社会活動への参加などができないことを経験することになります。

今回の調査では、税金や社会保険、家賃やローン、公共料金などは2割強の人たちが、その他物品や社会活動への参加は3割程度の人が支払えない、参加できないという結果になりました。月収との関係で見ると、税金や社会保険料が払えない経験は、10万円未満の場合で33・3%、10万円以上の場合は11・1%、会食や飲み会に参加できなかつた経験は、10万円未満の場合45・5%、10万円以上の人で22・2%となつており、特に低所得層では、生活のあらゆる場面から社会的に排除されていることが明らかになりました。

## 時間の経過と共に暮らしづくりが傾いている

また、調査では、「5年前と比べて現在の暮らしづくり」そして「現在と比べて

## 第10回

### 無年金障害者の高齢期の生活問題

老いる権利の確立をめざして

田中智子  
佛教大学



たなかともこ／専門は障害者のいる家族に生じる生活問題、障害者福祉援助の専門性。著書に『知的障害者家族の貧困—家族に依存するケア』(法律文化社)、編著に『いっしょにね！一障がいのある子もない子も大人たちも輝くために』(クリエイツかもがわ)など。

# 高齢期を迎えた障害者と家族